

中堅企業等支援について

平成30年9月28日

1. 国際的な活躍のために

世界では、多くの国が経済成長を続け、人口も増加しています。日本の製品や技術の優秀さは、ますます有名になっています。我が国では、大企業だけでなく、各地の中堅・中小企業も、アジアに、北米に、ビジネスを展開しています。

海外展開を試みたい企業の皆様にも、海外で悩みに直面する企業にも、政府は、皆様の事業拡大のために、収益機会探しのために、支援します。

①海外で、ご自分の製品や技術をご紹介されたい方に

- ・海外150ヶ国の首都や海外主要64都市にある日本の大使館・総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、皆様の海外展開に関する相談を受けています。大使館や総領事館の施設を日本製品の展示会などにも利用できます。
- ・日本貿易振興機構（JETRO）もご活用ください。JETROには、全国47拠点（主に都道府県の県庁所在地）と海外54ヶ国74都市に事務所があります。海外での展示会やメッセなどへの参加、海外でのパートナー探し、市場調査など、海外展開の第一歩から幅広くお手伝いします。皆様の海外訪問もサポートしますし、日本に進出する海外企業も紹介します。地域一体での取組も支援します。
- ・政府は、日本の魅力を発信する拠点として、ロサンゼルス、ロンドン、サンパウロにジャパン・ハウスを設置しました。ジャパン・ハウスには、日本の製品や技術を展示するスペース、物産を販売するショップや、日本の食材を使った料理を提供するレストランを設けています。情報発信や販路開拓の拠点としてご活用ください。最近では、ロンドンのジャパン・ハウスで、燕・三条の金属加工技術の企画展示を開催しています。
- ・海外のインターネット通販ウェブサイトにも農水産品や化粧品などを取り扱う特設ページを設けて、海外向け販路を確保します。まずは、アジア諸国をターゲットにします。
- ・訪日観光客が利用する施設（空港、ホテル、クルーズ埠頭、飛行機のモニターなど）や、政府の英文広報誌・インターネット動画などでの情報発信もご活用できるようにします。皆様の製品・技術・農産物等を幅広く紹介します。
- ・政府だけでなく、地域の金融機関のネットワークや自治体国際化協会（CLAIR）ともつなげて、皆様の海外展開を応援します。

②途上国でのビジネス展開に特有のサポートも

- ・アジアやアフリカなどの途上国で行う事業や人材養成を支援します。
- ・「途上国」と言っても、国によって経済発展の段階が異なり、ビジネス展開で一律のアプローチは馴染みません。例えば、アジアの途上国の多くは中進国に近く、展示会やフェアの

開催が盛んです。どの展示会などが適切か、単独での参加とグループでの参加のどちらが良いかなどの相談もきめ細かく行います。

③農水産物や食品の輸出をお考えの方に

- ・農水産物や食品の新たな輸出先探しや輸出産品づくりを支援します。宗教、慣習、嗜好、所得格差など、国ごとの特色に関する照会にも対応し、輸出先での市場の特色の調査や通関手続を支援します。
- ・適切な展示会への参加や出展を支援します。特に、人口が多いアジア諸国を第一歩として、相手国での輸入チャンネルや流通網を持つ事業者とのマッチングを支援します。
- ・農水産業者と商工業者との協働による試みを支援します。その一環で、日本食と食文化・関連製品を一体とした、産地単位での海外の事業者グループとの交流を支援します(注)。そして、一体で取り組む地域を募集します。

(注) 例えば、産地での食べ物、食文化、食器などの地元産品を一体として輸出しようとする取組です。JETROでは、新潟県の燕三条地区の中堅・中小企業に対し、シンガポールなどへの販路開拓等を支援しています。

- ・地域産品を海外発信するため、今後とも、内閣総理大臣が主催する公式晩餐会での国産酒・ワインや果物などの提供を進めます。
- ・HACCP（食品衛生管理手法）との関係で、日本発の食品安全管理規格がアメリカ、EU等で受け入れられるよう、国際標準化を進めます。同時に、国内の畜水産加工食品の施設の衛生管理方法が、アメリカやEU向けの輸出基準を満たすことができるよう、サポートを行います。

(注) 現在、アメリカ向けの輸出基準を満たす牛肉施設は10件、水産施設は376件、EU向けの基準を満たす牛肉施設は4件、水産施設は60件あります。

④法律問題へのサポート

- ・外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要となることがあります。日本の大使館・総領事館では担当官を配置し、アドバイスをしています。11ヶ国18都市の大使館・総領事館では、日本人弁護士による法的なサポート（無料法律相談等）も行っています。
- ・海外の展示会等で製品や技術を紹介すると、模倣されたり、商標を先取りされるリスクもあります。製品や技術を紹介する前に、海外での知的財産権の取得もご検討ください。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」で、海外での知的財産権の取得に関する相談にワンストップで対応します。
- ・この「知財総合支援窓口」は、工業所有権情報・研修館（INPIT）の海外展開支援の専門窓口や、JETROとも連携してトラブルの解決を支援します。例えば、海外で知的財産権を取得しても、侵害されることがあります。「知財総合支援窓口」では、現地の知的

財産権事情に精通した専門家などを活用することで、訴訟によらない紛争解決もサポートします。

- ・最近、中国などで、知的財産権の侵害事例が発生しています。政府は、二国間の定期協議において、制度・運用に起因する典型的な侵害事例の共有、事例調査、調査結果の報告などを行い、トラブルの解決に取り組みます。

⑤経済連携協定（EPA）づくり、進行中

- ・環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が、本年6月に国会で承認されました。TPP11には、日本を含め11ヶ国（注）が参加しています。今後、協定が適用されますと、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたり、コンビニエンス・ストアや金融機関の外資規制が緩和されたりするなど、日本からの輸出や海外展開が行いやすくなります。

（注）オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

- ・EUとは、本年7月に経済連携協定（EPA）が署名されました。EUは、世界の国内総生産（GDP）の約2割（2千兆円規模）、世界の貿易額の約3割を占める大市場です。EUでは日本製品や日本食への関心も強く、法律の透明性も確保されており、大きなビジネスチャンスがあります。今後、国会で承認され、適用されると、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたりするなど、EU向けの輸出やEU企業とのビジネス提携などの拡大が期待できます。
- ・日本は、既に21の国・地域との間で18のEPA（注）を発効済・署名済です。EPAの活用により、輸出先の国で関税が撤廃・削減されるなどの効果があります。また、ほとんどのEPAでは、その国でトラブルに直面した場合に、政府レベルで調整する仕組みがあります。このようなEPAの活用方法について専門家がアドバイスします。

（注）シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12、TPP11、日EU・EPA

⑥経済ミッション

- ・海外展開に積極的な皆様に、内閣総理大臣によるトップセールスをはじめ、閣僚の外国訪問に同行する経済ミッションを今後とも派遣します。参加に関心のある方は、お尋ね下さい。企業や経済団体が主体の海外ミッションも、在外公館、JETRO、日本政府観光局（JNTO）などの政府系機関が引き続き支援します。状況に応じ、政府の副大臣や大臣政務官も同行し、訪問先の国での活動内容が充実するよう協力します。

2. 優れた人材の育成・獲得のために

地域の企業にとって人手不足は大きな課題です。人手不足が深刻化する中で、企業が成長を続けていく鍵は、優秀な人材の育成や獲得です。

優秀な人材を育てたい、獲得したいと考える皆様を、政府は支援します。

①社内の人材を育成されたい方に

- ・中堅企業等が社員向けに研修を行う場合、研修費用の一部（実費の30%～45%）や研修期間中の賃金の一部（1時間当たり380円～960円）を助成し、人材育成をサポートします。魅力ある職場づくりのため、評価・処遇制度や研修制度などを導入し、従業員の離職率低下目標を達成した中堅企業等を助成（57～72万円）します。
- ・公的人材育成の専門機関である、全国87ヶ所のポリテクセンターや9ヶ所の中小企業大学のカリキュラムを、企業の研修ニーズに応じたものに改編していきます。ポリテクセンターでは、ITを活用した業務効率化・コスト削減の方法、中小企業大学校では、管理職向けの課題発見・部下指導の方法などをカリキュラムに追加しました。
- ・離職者が、中堅企業等のニーズを踏まえた知識・技能を身につけられるよう、自治体に対して、国の機関のカリキュラムも参考に、職業訓練のカリキュラムの改編を促します。業界団体、民間教育訓練機関等から構成される協議会の設立も促し、地域企業のニーズをカリキュラムに反映させる取組を進めます。

（注）石川県では、接客スキルなどを学ぶ観光関連コースを新設しています。今後も、建設・介護関連など、人手不足の業種を中心に、ニーズに応じたカリキュラムの見直しを促します。

- ・ハーバード・ビジネス・スクールの教授陣や、政府・企業関係者によるWIL（Women's Initiative for Leadership）講座を引き続き開設し、中堅企業等の役員候補となる女性リーダーを育成します。これまでに、17都道府県から、107名の女性幹部が参加しています。

②賃上げなど職場環境の見直しに取り組まれる方に

- ・賃上げと設備投資に積極的な中堅企業等を、法人税の減税（給与総額の一定割合を税額から控除）で応援します。さらに、従業員に対する教育訓練に熱心な企業には、手厚く減税（控除率をかさ上げ）します。
- ・契約社員やパートなどの非正規従業員の処遇改善を進めるため、賃上げや正社員化に取り組む中堅企業等には、対象人数に応じて（正社員化の場合1人当たり約21～72万円）助成します。
- ・設備投資により業務の効率化を実現し、賃上げを達成した中堅企業等には、設備投資額の一部（設備投資額や賃上げに応じて50～200万円）を助成します。
- ・試作品開発のための設備投資を行う中小企業に、投資額の一部（補助率1/2～2/3）を助成（ものづくり・商業・サービス業補助金）します。なお、賃上げを行った中小企業は優先

的に採択します。

③グローバルな若手人材を獲得されたい方に

- ・グローバルな若手人材の育成を支援するため、学生が、可能な限り長期の留学を経験できるよう、留学支援プログラムの見直しを進めます。留学が短期間となる場合でも、海外の現地企業でのインターンシップ参加の機会を増やすなどにより、留学が充実したものとなるよう支援します。
- ・地域のインターンシップ推進組織を活用し、海外留学を経た地域の学生が、地域の中堅企業等のインターンシップへの参加、そして、将来的な就職につながるようにします。
- ・若手人材が、就職に不安を持たずに海外留学でき、留学後の就職がスムーズになるよう、産業界に、採用時期の弾力化を促します。同時に、大学側にも適切に情報提供をします。

④即戦力の人材から若手人材の獲得まで

- ・新事業の立ち上げ、販路開拓や営業のエキスパートなど即戦力となるプロフェッショナルな人材と、地域の中堅企業等とのマッチングを、人材ビジネス事業者、地域金融機関、経済団体等と協力して支援します。自衛隊出身者を始め、公務に携わった経験のある人材と地域の中堅企業等とのマッチングも進めます。
- ・ハローワークでは、専門の窓口（新卒応援ハローワーク）を設け、中堅企業等に対し、相談・アドバイス、新卒者等の紹介から職場定着まで、一貫して支援をします。
- ・大都市圏で就職して早期に離職した若者が、地元でスムーズに再就職ができるよう、各地の中堅・中小企業とのマッチングを進めます。このため、全国の都道府県で若者の就職支援を行っているジョブカフェと地元の商工会議所が連携して、中堅・中小企業の求人情報を収集します。一方、この情報が大都市圏の若者に届くようにするため、厚生労働省と経済産業省が、この求人情報を集約し、ハローワークや人材ビジネス事業者が共有する仕組みを立ち上げます。同時に、地元での再就職につなげるシンポジウムを開催し、このような取組を広く発信します。
- ・中途採用率の向上又は中高年齢者の初採用により人材の確保に取り組む中堅企業等を助成（50～60万円）します。

⑤外国人材を活用されたい方に

- ・留学生を含む高度外国人材の採用を支援します。政府では、アフリカの若者に対して、日本の大学院教育や企業でのインターンシップを提供するなど、留学生の受入を進めています。JETROでは、採用や就労に関する企業からの問合せにワンストップで答えます。地域の中堅企業等との交流の機会や、採用から企業に定着するまで専門家によるハンズオンサービスも提供します。法務省も、全国の地方入国管理局等で、在留資格の申請手続の相談を受け付け、法令ルールの解釈・申請の仕方のアドバイスなどを行っています。
- ・日本の4年制大学を卒業した留学生が中堅企業等に就職しやすくなるよう、在留資格の運

用の見直しを進めています。これにより、例えば、外国人観光客が主たる顧客ではない中堅規模のホテルでも、留学生が就職できる可能性が高くなります。

- ・ノウハウや専門技術を習得させるため、海外工場の外国人従業員の国内工場への転勤を支援します。

⑥技能実習制度等を活用されたい方に

- ・外国人の技能実習制度の対象職種を機動的に拡大し、制度の活用を支援します。季節性のある農業現場（耕種農業）でも、技能実習生を受け入れられるよう、現場実態に即した運用の明確化・周知も進めます。
- ・建設・造船分野では、最長5年の通常の技能実習を修了した外国人を対象に、3年間で限度として、従業員として採用することができます（2020年度で新規受入れを終了）。
- ・一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人材が、中堅企業等で就労できるよう、新たな在留資格を来年4月に創設することを目指しています。これにより、技能実習修了後、5年間、就労が可能となります。現在、受入れに係る基準の検討等を進めています。

3. 事業承継のために

少子高齢化や人口減少が進む中、地域を支える中小企業経営者の高齢化が進行しています。中小企業には、事業が承継され存続しなければ失われてしまう、素晴らしい技術や取引先を始めとする事業資産があります。このような資産を引き継ぐ意欲のある中堅企業等の皆様と中小企業とのマッチングを、政府は支援します。

①事業を引き継ぐ相手を探されている方に

- ・事業承継を希望する地域の中小企業とのマッチングを、全国47都道府県に設けられた「事業引継ぎ支援センター」が促進します。このセンターでは、引継ぎやパートナー探しの専門家が地域の金融機関や税理士等と連携して、承継を希望する企業の強みや価値を評価した上で、適切な引継ぎ先企業を紹介します。
- ・この「事業引継ぎ支援センター」は、引継ぎ先候補として、同一の都道府県内に限定することなく、金融機関や税理士と連携して、ブロック全域、さらには全国ワイドで企業を紹介します。

②事業承継で資金が必要な方に

- ・政府系機関（中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構）が、民間事業者と協力してファンドを設立すること等を通じて、事業を引き継ぐ中堅企業等に出資等を行います。希望があれば、政府系機関の間で、事業者情報を紹介・共有し、最も適切なファンドが出資を行うこととなります。中堅企業等の側からみれば、長

期間の出資を受け入れるため、引き継いだ中小企業の分も含め、財務の健全性を維持した経営が可能となります。同時に、多額の出資ニーズにも応えられるよう、ファンド資金規模の拡大も進めます。

- ・中小企業のM&Aを行う中堅企業等が、計画を作成し、認定を受けることにより、登録免許税などの税負担が軽減（合併の場合、登録免許税は1/2に軽減）されます。

4. 製品開発力の強化などで新たな事業展開への挑戦に

地域の中堅企業等にとって、さらなる飛躍を図るためには、製品開発力を強め、また、新たな事業分野に打って出ることが重要です。自治体や地域の産業支援機関から国の研究機関までが一体となって、企業が目線で、研究開発や事業化などをお手伝いします。

新たな事業に挑戦する皆様に政府は支援します。

①研究開発をお考えの方に

- ・全国各地の公設試験研究機関、産業技術総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、土木研究所等が連携して、中堅企業等の研究開発を支援します。各機関が、中堅企業等を支援するコーディネータにより、適切な専門家を紹介します。自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを行います。
- ・研究開発に取り組む企業は、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できます。試験研究費を過去3事業年度の平均よりも増加させた企業では、控除額が大きくなります。
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、中堅企業等の研究開発を助成します。助成に当たっては、ビジネス化や資金調達を後押しするため、他の企業や金融機関との橋渡しも支援します。
- ・研究開発の成果を、秘密情報（営業秘密）として秘匿するか、あるいは、知的財産権を取得するかは企業にとって重要な知的財産戦略です。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」を活用ください。

②新たな分野へ挑戦をお考えの方に

- ・地域の特性を生かした、成長性の高い新たな分野への中堅企業等の挑戦を応援します。地域未来投資促進法に基づき、企業が単独又は複数で地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県の承認を受けることで、その計画を実施するための施設・設備への投資減税、予算措置などにより支援をしています。平成30年8月末時点で、1,186の事業者により、869件の計画が承認されています。

5. グローバルトップセミナー～世界へ羽ばたけ地域の企業～の開催

○海外展開への意欲、M&Aへの関心をお持ちの方に

- ・世界で活躍する日本の中堅企業とグローバルなビジネス活動の実績がある外国企業が一堂に会するセミナーを開催します。海外でのビジネス拡大に向け、中堅企業の役割やチャンスなどについて議論します。海外展開について、内外の動向、新しい流れを掴むとともに、成功・失敗事例を参考に、今後の海外展開戦略を磨き上げるチャンスです。中堅企業が、ファンドなどの外部資金を活用して、地域の中小企業のM&Aを行う方策などについてもご紹介します。

政府では、以上をはじめ、様々な支援施策を用意しています。今後、全国の地方ブロック単位で説明会を開催し、情報提供や意見交換をさせていただき、皆様から頂くご意見を基に支援施策のさらなる改善に努めます。